

たーすけ あいちゃん助成 別表1(第3条関係)

事業区分		助成要件等	助成額 助成期間	区分併用 申請等
1. 地域交流・団体活動推進事業	①地域交流・市民啓発等イベント的・単発的事業 ②勉強会等(年間を通じたものを含む)	①市民3人以上・市民半数以上・明文規定・活動継続性等の適格要件を備えた団体。 ②藤沢市地域福祉活動計画の趣旨に合致している事業。 ③活動地区の地区社協からの推薦を得られること。(地区を定めない広域活動等の場合は不要) ④地域福祉活動計画の推進を検討する委員会(以下「推進委員会」という。)に報告し、判断の参考とする。 ⑤3年を超える特別な場合は、地域福祉推進効果を評価するとともに、改めて、地区社協と協議し判断する。推進委員会にも報告。	①1団体、年間上限20万円。上限までは複数申請可。 ②原則、3年間まで。3年を超える特別な場合は再評価等を実施。	①区分2との併用申請可。 ②区分ごとに上限額以内で、かつ2区分合計した上限は30万円。
2. 支えあう地域づくり活動推進事業	支え合いの地域づくりを推進する年間を通じて継続した課題解決型事業(地域が抱える課題や当事者の生活課題の改善等に向けた事業)	①市民3人以上・市民半数以上・明文規定・活動継続性等の適格要件を備えた団体。 ②藤沢市地域福祉活動計画の趣旨に合致している事業。 ③活動地区の地区社協からの推薦を得られること。(地区を定めない広域活動等の場合は不要) ④推進委員会に報告し、判断の参考とする。 ⑤3年を超える特別な場合は、地域福祉推進効果を評価するとともに、改めて、地区社協と協議し判断する。推進委員会にも報告。	①1団体、年間上限30万円。上限までは複数申請可。 ②原則、3年間まで。3年を超える特別な場合は再評価等を実施。	①区分1との併用申請可。 ②区分ごとに上限額以内で、かつ2区分合計した上限は30万円。
3. 感染防止対策事業	地域活動を継続するための感染症防止対策	①市民3人以上・市民半数以上・明文規定等の一定要件を備えた団体。 ②藤沢市地域福祉活動計画の趣旨に合致している事業。	①上限10万円。 ②原則、1回。	他の全ての区分との併用申請可
4. 活動開始応援事業	新たな地域活動にチャレンジする事業	①市民3人以上・市民半数以上・明文規定等の一定要件を備えた団体。 ②実績・財政基盤・継続性等の有無は問わない。 ③藤沢市地域福祉活動計画の趣旨に沿うことが推察される事業。 ④活動地区の地区社協に報告。 ⑤推進委員会に報告。 ⑥3年を超える特別な場合は、地域福祉推進効果を評価するとともに、地区社協と意見交換し判断する。	①1団体、年間上限5万円 ②原則、3年間まで	①区分3以外との併用申請不可。 ②この助成に引き続き、区分1・2へ移行しての申請可。
5. 小規模地域活動推進事業	地域住民に密着した小規模で、継続した事業	①市民3人以上・市民半数以上・明文規定等の一定要件を備えた団体。 ②藤沢市地域福祉活動計画の趣旨に合致している事業。 ③小規模ながら地域に密着した活動が行われていること。 ④活動地区の地区社協に報告。 ⑤推進委員会に報告。 ⑥地域福祉推進効果の評価が低い場合・他の助成制度の利用可能な場合等により、助成を中止する場合がある。	①1団体、年間上限5万円 ②助成期間の限定なし	区分3以外との併用申請不可。
6. その他会長が認める事業	上記に該当しないが、上記と同等の意義が認められる事業	団体及び活動に応じて、上記区分に準じて判断。	団体及び活動に応じて、上記区分に準じて判断。	団体及び活動に応じて、上記区分に準じて判断。